

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第128号）（総務局芸術大学事務局総務課）

奨学基金の運用から生じた収益を同基金に積み立てるに当たり、同基金の額を積立額に相当する金額を加算した額とすることとしました。

この条例は、平成18年3月27日から施行することとしました。

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第128号

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市立大学奨学基金条例の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、別表に定める目的のために支出するものとする。

2 前項の規定により支出し、なお剰余金があるときは、基金に積み立てるものとする。

3 前項の規定による積立てがあつたときは、基金の額は、積立額に相当する額を加算した額とする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務局芸術大学事務局総務課)